

四 半 期 報 告 書

(第57期 第3四半期)

自 平成20年10月 1 日

至 平成20年12月31日

株式会社タチエス

(E02210)

第57期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社タチエス

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【事業の内容】	3
3【関係会社の状況】	3
4【従業員の状況】	3
第2【事業の状況】	4
1【生産、受注及び販売の状況】	4
2【経営上の重要な契約等】	5
3【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3【設備の状況】	9
第4【提出会社の状況】	10
1【株式等の状況】	10
2【株価の推移】	14
3【役員の状況】	14
第5【経理の状況】	15
1【四半期連結財務諸表】	16
2【その他】	28
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	29
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月12日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
【会社名】	株式会社タチエス
【英訳名】	TACHI-S CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 樽 見 耕 作
【本店の所在の場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 野 上 義 之
【最寄りの連絡場所】	東京都昭島市松原町三丁目3番7号
【電話番号】	(042)546-8117
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 野 上 義 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第57期 当第3四半期 連結累計期間	第57期 当第3四半期 連結会計期間	第56期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	187,559	54,630	265,200
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	2,197	△1,350	3,914
四半期純損失(△) 又は当期純利益 (百万円)	△250	△1,760	2,111
純資産額 (百万円)	—	45,331	49,682
総資産額 (百万円)	—	98,692	110,050
1株当たり純資産額 (円)	—	1,339.67	1,449.57
1株当たり四半期純損失(△) 又は当期純利益 (円)	△8.07	△56.72	68.01
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	42.1	40.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,730	—	3,870
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,830	—	△5,644
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	119	—	△1,128
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	13,821	11,502
従業員数 (人)	—	5,627	5,733

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	5,627
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,405
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第3四半期連結会計期間における自動車座席事業等について、その品目別に区分すると、次のとおりであります。なお、不動産関連事業については「その他」の項目に含めております。

(1) 生産実績

品目			金額(百万円)	構成比率(%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	49,532	91.7
		座席部品	662	1.2
	トラック・バス	座席完成品	1,452	2.7
		座席部品	70	0.1
	その他		950	1.8
その他			1,370	2.5
合計			54,039	100.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

品目			受注高 (百万円)	構成比率 (%)	受注残高 (百万円)	構成比率 (%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	23,810	93.6	30,454	86.2
		座席部品	358	1.4	1,518	4.3
	トラック・バス	座席完成品	109	0.4	754	2.1
		座席部品	0	0.0	97	0.3
	その他		0	0.0	1,711	4.8
その他			1,149	4.6	794	2.3
合計			25,428	100.0	35,329	100.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

座席完成品

品目			金額(百万円)	構成比率(%)
自動車座席	乗用車	座席完成品	49,825	91.2
		座席部品	937	1.7
	トラック・バス	座席完成品	1,439	2.6
		座席部品	74	0.1
	その他		973	1.8
その他			1,378	2.6
合計			54,630	100.0

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合

相手先	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業株式会社	12,912	23.6
ホンダ オブ アメリカ マニュファクチャリングINC.	6,381	11.7
日産自動車株式会社	5,295	9.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における経済環境は、米国での投資銀行破綻をきっかけに金融不安が一気に实体经济へと波及し、日本・米国・欧州等の先進国では景気後退局面に転じ、中国等の新興国の経済成長も鈍化するなど、世界的に経済の低迷が色濃くなりました。

当社グループの関連する自動車業界においても、景気悪化による世界規模での自動車販売不振により、得意先である日系自動車メーカーが相次ぎ減産を行うなど、当社グループを取り巻く経営環境は極めて厳しい状況となりました。

このような経営環境のもと、当第3四半期連結会計期間の業績は、急激な自動車需要悪化の影響を受け、売上高546億3千万円、営業損失3億4千万円となりました。また、世界的な金融不安から生じた急激な円高進行や株価下落の影響により、為替差損及び投資有価証券評価損を計上したことなどから、経常損失13億5千万円、四半期純損失17億6千万円となりました。

事業別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①自動車座席事業等

自動車販売の急激な落込みの影響を受け、売上高544億7千9百万円、営業損失1億9千7百万円となりました。

②不動産関連事業

保有資産の有効活用と安定した収益の確保を目的に、当社において不動産賃貸事業を行っており、売上高1億5千1百万円、営業利益8千4百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

第2四半期累計期間まで堅調であった輸出向け車種の販売が急激に落込み、売上高299億5千8百万円、営業利益4百万円となりました。

②米国

北米市場の悪化により、売上高118億5千6百万円、営業利益4千4百万円となりました。

③カナダ

一部受注車種の大幅減産の影響を受け、売上高25億1千4百万円、営業損失4億2千7百万円となりました。

④メキシコ

売上高70億9千5百万円、営業利益7千万円となりました。なお、メキシコ子会社の第3四半期会計期間は7月から9月であります。

⑤フランス

部品販売等により売上高は1億5千9百万円となりましたが、固定費を吸収するまでに至っておらず、営業損失1千9百万円となりました。

⑥中国

販売は堅調に推移し、売上高30億4千6百万円、営業利益2億1千6百万円となりました。なお、中国子会社の第3四半期会計期間は7月から9月であります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、986億9千2百万円と前連結会計年度末に比べ113億5千7百万円減少しました。これは主に、受取手形及び売掛金の減少、株価下落に伴う投資有価証券の減少によるものであります。

負債合計は、533億6千1百万円と前連結会計年度末に比べ70億6百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金の減少、未払法人税等の納税に伴う減少によるものであります。

純資産合計は、453億3千1百万円と前連結会計年度末に比べ43億5千1百万円減少しました。これは主に、その他有価証券評価差額金及び為替換算調整勘定の減少によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、138億2千1百万円と第2四半期連結会計期間末に比べ51億6千1百万円の増加となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、67億円となりました。これは主に、売掛債権の減少により99億7百万円資金が増加したものの、第3四半期会計期間末が金融機関の休日であったことから、買掛金及び支払手形の一部が第4四半期会計期間に決済されるため、仕入債務の減少による支出が45億1千万円に留まったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、16億4千5百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得6億6千5百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、10億3千2百万円となりました。これは主に、短期借入金の増加14億8千1百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①基本方針の内容

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持、発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためには当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

このため当社は、不適切な企業買収に対しては、必要かつ相当な対抗を行うことにより、当社の企業価値及び株主等ステークホルダーの利益を守る必要があると考えております。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として「ビジョン2010」を策定し、平成22年（2010年）度までに、海外市場に対応できる企業を目指しております。

「ビジョン2010」で策定した事業目標は次のとおりです。

- ・世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- ・技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- ・世界市場で優位に立つために必要な事業規模（世界シェア5%）になること
- ・グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として「私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する」を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成22年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画（平成17年度～平成19年度）と後期中期事業計画（平成20年度～平成22年度）の二段階で達成することにしていきます。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- ・北米地域における開発拠点の拡充と欧州地域における基盤整備
- ・米国、英国、中国における日産事業の展開
- ・メキシコ事業の拡充

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいります。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成22年度までにグローバルシートメーカーの仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制を整備しております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期1年への短縮などを実施しており、コーポレートガバナンスの充実に務めております。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解していただくため、積極的なIR活動を展開してきております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成18年6月28日に開催された定時株主総会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が20%以上の結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプランを導入いたしました。信託型ライツプランは、当社が予め信託銀行に新株予約権を発行し、将来当社や当社のステークホルダーの利益を害する買収が行われた場合には、信託銀行から受益者である全株主に対して新株予約権が交付され、当該買収者とその一定範囲の関係者等以外の全株主が新株予約権を行使して極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようにする仕組みであります。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社が導入した信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されることがないように、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役及び社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発動の適切性を判断する役割を担います。

当社は、弁護士や専門家の見解を踏まえ、導入について真摯に検討を重ねた結果、当社の現状・特性を考慮した場合、現行法制度のもとで当該信託型ライツプランを採用することが、当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を守るための合理的手段として、最も望ましい方策であると考えております。

なお、発行された新株予約権の詳細につきましては、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)「新株予約権等の状況」に記載しております。

(5) 研究開発活動

当第3 四半期連結会計期間の研究開発費の総額は9億7千9百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,022,846	35,022,846	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	35,022,846	35,022,846	—	—

(注)提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回信託型ライツプラン新株予約権

当社は、平成18年5月16日に開催された取締役会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が20%以上の結果となる当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプラン(以下「信託型ライツプラン」といいます。)を導入することとし、その一環として新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を平成18年6月28日開催の当社第54回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において承認されております。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）	
	第3四半期会計期間末残高 (平成20年12月31日現在)
付与対象者	(注) 1
新株予約権の数(個)	70,000,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000,000
新株予約権の行使時の払込金額	(1) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに割当株式数を乗じた額であります。 (2) 行使価格は、1円であります。
新株予約権の行使期間	平成18年7月3日から平成21年6月30日まで、平成21年6月30日以前に権利発動事由が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日までとし、また行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日といたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価格とする。新株予約権の行使により当社株式を発行する場合の資本組入額は、株式の発行の全額といたします。
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要します。
取得条項に関する事項	取得状況はありません。
信託の設定の状況	当社を委託者として三井アセット信託銀行株式会社を受託者とする信託契約を締結し、信託を設定しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 三井アセット信託銀行株式会社(以下「信託銀行」といいます。)に対して、取締役会決議を経て本新株予約権の無償割り当てを行っております。当社は、本新株予約権の割当と同時に、本新株予約権を信託財産とする信託契約を締結しております。また、信託銀行は、当該新株予約権を信託財産として受益者のために管理しております。将来買収者が出現した場合、信託銀行は、信託契約に定められる手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続を経たうえで、新株予約権を交付することになります。

2 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- ① 信託型ライツプランの導入に伴い発行される本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができるものです。

本新株予約権は、買収者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、(a) 当社株券等について20%以上の株券等保有割合を保有する者または保有すると取締役会が認める者になったとして公表がなされた日から10日間が経過したとき、または、(b) 当社株券等について、買付け後における株券等所有割合が特別関係者のそれとあわせて20%以上となるような公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したとき(以下、上記(a)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。)に限り、買収者等に該当しない者のみが、これを行使することができます。

一方、当社取締役会は、新株予約権細則に従い、買収者等が当社の株券等の取得または所有をして、不適切な企業買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにし、また、この10日という期間を延期することにより権利発動事由発生時点を延期することもできます。この買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定および権利発動事由発生時点の延期に関する決定につきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、下記で述べる特別委員会の勧告を最大限尊重して判断されます。

- ② 本新株予約権は、買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の(a)ないし(e)に規定する事由がいずれも存在しない場合や、いずれかの事由が存在する場合でも新株予約権を行使させることが相当でない場合には、行使することができないものとされています。

- (a) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること
- (b) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- (c) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収など買収に応じることを当社の株主の皆様が事実上強要するものであること
- (d) 当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の皆様の処遇方針等を含みます。)が、当社の企業価値に鑑み不十分または不適切であること
- (e) 上記(a)から(d)のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるもの)とします。)を害する重大なおそれがあること

- ③ 買収者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会が提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、以下の4つの条件がすべて満たされる場合には、新株予約権は行使することができないものとされています。

- (a) 当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されること
- (b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと
- (c) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収など買収に応じることを当社の株主の皆様が事実上強要するものでないこと
- (d) 当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれがないこと

上記②(a)ないし(e)に規定する各事由の該当性、いずれかの事由が存在する場合における新株予約権行使の相当性、さらに上記③(a)ないし(d)の各条件が充足するか否かにつきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、当社取締役会が下記で述べる特別委員会の勧告を最大限尊重して判断します。

なお、上記②(a)あるいは③(b)の買収の目的や買収後の経営方針等に関する情報の収集方法等につきましては、下記で記載するとおりです。

- ④ 買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、新株予約権を行使することができない場合に該当するときには、当社は新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却しなければならないとされています。

特別委員会

当社取締役会は、信託型ライツプランの導入に際し、当該プランが当社や株主等ステークホルダーの皆様の利益のために合理的に運用されることを担保するため、新株予約権細則を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社

外取締役、社外監査役および社外の有識者の中から、当社取締役会により選任されます。特別委員会の委員は、社外取締役として木津川迪治氏、社外監査役として河合弘之氏、一法師信武氏および有識者として木下徳明氏、宮下卓也氏が就任しております。

当社に対する買収提案がなされた場合、当社は、すみやかに取締役会決議に基づき特別委員会を開催します。特別委員会は、新株予約権細則に定められる手続に従い、自らまたは当社をして買収者から買収目的、買収後の経営方針、経営施策、買付条件の詳細等の買収提案に関する情報および資料を入手するなど十分な情報を収集するよう努め、買収提案の内容について検討等を行います。

特別委員会は、信託型ライツプランに関し、権利発動事由発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定、権利発動事由発生後の行使条件充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

特別委員会の決定は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしています。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用負担により、外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

(3) 【ライツプランの内容】

(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日	—	35,022	—	8,145	—	7,697

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,977,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,984,800	309,848	—
単元未満株式	普通株式 60,346	—	—
発行済株式総数	35,022,846	—	—
総株主の議決権	—	309,848	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式 25株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タチエス	東京都昭島市 松原町三丁目3番7号	3,977,700	—	3,977,700	11.4
計	—	3,977,700	—	3,977,700	11.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	970	1,079	1,232	1,230	1,279	1,274	992	614	485
最低(円)	797	827	1,075	1,021	954	885	372	440	365

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の「四半期連結財務諸表規則」を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,225	11,402
受取手形及び売掛金	※3 30,555	37,969
有価証券	933	242
製品	1,681	1,778
仕掛品	358	553
原材料及び貯蔵品	4,547	5,320
その他	※4 7,761	3,704
貸倒引当金	△18	△28
流動資産合計	55,044	60,944
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	11,340	11,714
機械装置及び運搬具（純額）	9,513	10,337
その他（純額）	7,622	8,688
有形固定資産合計	※1 28,476	※1 30,740
無形固定資産	1,177	2,006
投資その他の資産		
投資有価証券	11,052	14,493
その他	3,012	1,985
貸倒引当金	△70	△119
投資その他の資産合計	13,994	16,359
固定資産合計	43,648	49,106
資産合計	98,692	110,050

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 34,956	39,876
短期借入金	2,343	1,388
未払法人税等	201	1,160
役員賞与引当金	—	35
その他	※3 7,917	9,190
流動負債合計	45,419	51,650
固定負債		
長期借入金	2,382	2,701
退職給付引当金	1,597	1,524
役員退職慰労引当金	426	455
負ののれん	7	10
その他	3,528	4,024
固定負債合計	7,942	8,717
負債合計	53,361	60,368
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,145	8,145
資本剰余金	7,699	7,699
利益剰余金	31,486	30,941
自己株式	△3,572	△3,570
株主資本合計	43,758	43,216
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△142	631
為替換算調整勘定	△2,026	1,157
評価・換算差額等合計	△2,168	1,788
少数株主持分	3,741	4,677
純資産合計	45,331	49,682
負債純資産合計	98,692	110,050

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	187,559
売上原価	176,779
売上総利益	10,780
販売費及び一般管理費	
従業員給料及び手当	2,057
その他	6,689
販売費及び一般管理費合計	8,746
営業利益	2,033
営業外収益	
受取利息	105
受取配当金	136
負ののれん償却額	2
持分法による投資利益	566
雑収入	89
営業外収益合計	900
営業外費用	
支払利息	152
為替差損	565
雑支出	19
営業外費用合計	737
経常利益	2,197
特別利益	
固定資産売却益	6
貸倒引当金戻入額	14
特別利益合計	21
特別損失	
固定資産処分損	208
投資有価証券評価損	1,047
その他	61
特別損失合計	1,318
税金等調整前四半期純利益	900
法人税、住民税及び事業税	692
法人税等調整額	414
法人税等合計	1,107
少数株主利益	43
四半期純損失(△)	△250

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	54,630
売上原価	52,165
売上総利益	2,465
販売費及び一般管理費	
従業員給料及び手当	652
その他	2,153
販売費及び一般管理費合計	2,806
営業損失(△)	△340
営業外収益	
受取利息	31
受取配当金	41
負ののれん償却額	0
雑収入	22
営業外収益合計	95
営業外費用	
支払利息	42
持分法による投資損失	391
為替差損	659
雑支出	11
営業外費用合計	1,105
経常損失(△)	△1,350
特別利益	
固定資産売却益	0
貸倒引当金戻入額	11
特別利益合計	12
特別損失	
固定資産処分損	92
投資有価証券評価損	405
その他	61
特別損失合計	559
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,897
法人税、住民税及び事業税	△187
法人税等調整額	160
法人税等合計	△26
少数株主損失(△)	△109
四半期純損失(△)	△1,760

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	900
減価償却費	3,868
負ののれん償却額	△2
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10
受取利息及び受取配当金	△242
支払利息	152
持分法による投資損益 (△は益)	△566
固定資産処分損益 (△は益)	202
投資有価証券評価損益 (△は益)	1,047
売上債権の増減額 (△は増加)	6,937
たな卸資産の増減額 (△は増加)	646
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,881
その他	△491
小計	7,560
利息及び配当金の受取額	1,239
利息の支払額	△116
法人税等の支払額	△1,953
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,730
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の純増減額 (△は増加)	△1
有形固定資産の取得による支出	△3,125
有形固定資産の売却による収入	7
投資有価証券の取得による支出	△203
子会社への出資による支出	△542
その他	34
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,830
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	952
長期借入金の返済による支出	△153
自己株式の売却による収入	0
自己株式の取得による支出	△3
少数株主への配当金の支払額	△252
配当金の支払額	△339
その他	△85
財務活動によるキャッシュ・フロー	119
現金及び現金同等物に係る換算差額	△699
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,319
現金及び現金同等物の期首残高	11,502
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,821

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
会計処理基準に関する事項の変更	
(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用	通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)または個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。 これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ20百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用	第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 この修正において、第1四半期連結会計期間期首の利益剰余金は1,128百万円増加しております。 また、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益は85百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ32百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定については、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる連結会社については、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
3 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去	連結会社相互間の債権と債務を相殺消去するにあたり、当該債権の額と債務の額に差異が見られる場合には、合理的な範囲内で当該差異の調整を行わないで債権と債務を相殺消去しております。 また、連結会社相互間の取引を相殺消去するにあたり、取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときには、親会社の金額に合わせる方法により相殺消去しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
有形固定資産の耐用年数の変更	
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)に伴い、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。 これにより、従来の方法によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ166百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額 38,222百万円	※1	有形固定資産の減価償却累計額 36,839百万円
2	偶発債務	2	偶発債務
	関係会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 タックル シーティング 249百万円 UK Limited [1,890千GBP] フジ オートテック 310百万円 U.S.A. LLC [3,414千US\$] 広州富士機工汽車部件有限公司 85百万円 [6,485千RMB] タチエスサービス(株) 2百万円 従業員 1百万円 計 649百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 167百万円 U.S.A. LLC [1,845千US\$] 計 167百万円		関係会社等の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。 タックル シーティング 472百万円 UK Limited [2,362千GBP] フジ オートテック 405百万円 U.S.A. LLC [4,050千US\$] 広州富士機工汽車部件有限公司 114百万円 [8,015千RMB] タチエスサービス(株) 2百万円 従業員 1百万円 計 996百万円 関係会社のリース契約に対する債務保証は次のとおりであります。 フジ オートテック 217百万円 U.S.A. LLC [2,170千US\$] 計 217百万円
※3	四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 36百万円 支払手形 217百万円 流動負債その他 28百万円 (設備関係支払手形)		
※4	流動資産その他には、現先取引による短期貸付金3,798百万円が含まれております。当該現先取引にかかる担保受入有価証券の時価は3,798百万円であります。		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	9,225 百万円
有価証券	933
流動資産その他(短期貸付金)	3,798
計	13,956
取得日から償還日までが 3ヶ月を超える短期投資等	△134
現金及び現金同等物	13,821

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	35,022,846

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,977,737

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	155	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	186	6	平成20年9月30日	平成20年12月9日

5 株主資本の著しい変動に関する事項

第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用したことに伴い、第1四半期連結会計期間期首において1,128百万円を利益剰余金の増加として処理しております。

なお、主な増加理由は、メキシコ法人であるインダストリア デ アシエンタ スペリオル S.A. DE C.V.において、従来、その財務諸表は同国の会計原則に準拠したインフレーション会計によって作成しておりましたが、第1四半期連結会計期間より国際財務報告基準に変更したことにより生じたものであります。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
① 株式	3,089	2,862	△226
② 債券	250	238	△11
③ その他	144	143	△0
計	3,483	3,244	△239

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	自動車座 席事業等 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	54,479	151	54,630	—	54,630
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	54,479	151	54,630	—	54,630
営業利益又は営業損失(△)	△197	84	△112	(228)	△340

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	自動車座 席事業等 (百万円)	不動産 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	187,106	453	187,559	—	187,559
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	187,106	453	187,559	—	187,559
営業利益	2,494	254	2,749	(716)	2,033

- (注) 1 事業区分の方法
自動車等の座席及び関連製品の製造・販売に関する事業と、これと全く性質を異にする不動産賃貸に関する事業とに区分しております。
- 2 各事業の主な製品等
①自動車座席事業等・・・自動車座席・部品の製造・販売及び開発支援、その他製品の製造・販売他
②不動産関連事業・・・不動産賃貸事業
- 3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)または個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。
これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の「自動車座席事業等」の営業利益は20百万円減少しております。
- 4 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の「自動車座席事業等」の営業利益は85百万円増加しております。
- 5 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)に伴い、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。
これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の「自動車座席事業等」の営業利益は166百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	カナダ (百万円)	メキシコ (百万円)	フランス (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	29,958	11,856	2,514	7,095	159	3,046	54,630	—	54,630
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	1,093	134	△11	223	2	1,044	2,486	(2,486)	—
計	31,052	11,991	2,503	7,318	161	4,090	57,117	(2,486)	54,630
営業利益又は 営業損失(△)	4	44	△427	70	△19	216	△111	(229)	△340

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	カナダ (百万円)	メキシコ (百万円)	フランス (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	104,663	39,589	15,098	19,536	503	8,167	187,559	—	187,559
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	3,513	962	8	937	7	2,481	7,911	(7,911)	—
計	108,177	40,551	15,107	20,473	511	10,649	195,471	(7,911)	187,559
営業利益又は 営業損失(△)	2,065	536	△777	101	△34	856	2,748	(714)	2,033

- (注) 1 国別により区分しております。
- 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価は、従来、主として総平均法による原価法または、個別法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)または個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。
- これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益は20百万円減少しております。
- 3 第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
- これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「カナダ」にて59百万円減少し、「メキシコ」にて145百万円増加しております。
- 4 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)に伴い、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。
- これにより、従来の方によった場合と比べ、当第3四半期連結累計期間の「日本」の営業利益は166百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	米国	カナダ	メキシコ	その他	計
I 海外売上高(百万円)	11,718	2,514	7,234	3,269	24,737
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	54,630
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.5	4.6	13.2	6.0	45.3

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	米国	カナダ	メキシコ	その他	計
I 海外売上高(百万円)	39,536	15,102	19,584	9,112	83,337
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	187,559
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21.1	8.0	10.4	4.9	44.4

- (注) 1 国別に区分しております。
2 その他に属する国の内訳は、中国・英国・タイ・マレーシア等であります。
3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,339円67銭	1,449円57銭

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失 8円7銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	1株当たり四半期純損失 56円72銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有する潜在株式がないため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	250	1,760
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	250	1,760
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,046	31,045

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 中間配当金の支払について

平成20年10月24日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 186百万円 |
| ② 1株当たりの金額 | 6円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年12月9日 |

(注) 平成20年9月30日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

(2) 特別早期退職優遇制度の実施について

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、次のとおり特別早期退職優遇制度を実施することを決議いたしました。なお、特別加算金の支給等による費用は、平成21年3月期において特別損失に計上する見込であります。

- | | |
|--------|---|
| ① 募集人員 | 100名 |
| ② 募集対象 | 45歳以上の間接社員 |
| ③ 募集期間 | 平成21年2月23日より平成21年2月27日まで |
| ④ 退職日 | 平成21年3月31日 |
| ⑤ 優遇措置 | 既存の早期退職優遇制度に特別加算金を上乗せ支給する。
希望者に対しては、再就職支援会社を通じた再就職支援を行う。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2 月12日

株 式 会 社 タ チ エ ス
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 友 田 和 彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加 藤 達 也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タチエスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

会社は、「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載しているとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告18号)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。